

(◎印は、 県例規集に登載するもの

次

目

◎佐賀県議会会議規則の一部を改正する規則 議会事項

(規則・

規

則

佐賀県議会会議規則の一 部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月七日

佐賀県知事 古 ЛI

康

●賀県議会規則第一号

佐賀県議会会議規則の一部を改正する規則

佐賀県議会会議規則(昭和三十二年佐賀県議会規則第一号)の一部を次のよ

うに改正する。

第十五章 議員の派遣 (第百二十条)

第百二十条 (議員の派遣

を

目次中

補則 (第百二十一条)

第百二十一条 (会議規則の疑義に対する措置)」

第十五章 協議又は調整を行うための場(第百二十条)

第百二十条 (協議又は調整を行うための場)

議員の派遣 (第百二十一条)

第百二十一条(議員の派遣)

に改める。

補則(第百二十二条)

第百二十二条 (会議規則の疑義に対する措置)]

第十六章中第百二十一条を第百二十二条とし、同章を第十七章とする。

平成20年 10月7日 (火曜日) 号外第4号 五章中同条を第百二十一条とし、同章を第十六章とする。 第百二十条第一項中「第百条第十二項」を「第百条第十三項」に改め、

第十

第百二十条 法第百条第十二項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協 議又は調整を行うための場 (以下「協議等の場」という。) を別表のとおり設 第十四章の次に次の一章を加える 協議又は調整を行うための場) 第十五章 協議又は調整を行うための場

ける。 前項に定めるもののほか、 協議等の場を臨時的に設ける必要があるときは、

ただし、緊急を要する場合は、

議長が設ける

2

ことができる。

議会の議決でこれを決定する。

員及び招集権者を明らかにしなければならない 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たつては、 名称、 目的、 構成

3

協議等の場の運営その他の必要な事項は、 議長が別に定める。

4

附則の次に次の別表を加える。

別表(第百二十条関係)

世話人会	委員会 程	名称
する事項の協議営及び議会構成に関営委員会が組織され営委員会が組織されー般選挙後に議会運	の調査審議程その他必要な事項図書室の予算、諸規	目的
派を代表する議員	する図書室運営委員三号)第五条に規定年佐賀県条例第二十置条例(昭和三十八置条の第二十	構成員
事務局長	議長	招集権者

附 則

この規則は、 公布の日から施行する。

	平成 20 年 10 月 7 日 (火)	佐賀県公報	号外第4号	2
申 込 先 佐賀県経営支援本部総務法制課購 読 料 一か年三一、二〇〇円(送料共)				
発行者 佐賀県 平成二十年十月-				
発 行 者 佐賀県知事 古 川 康平成二十年十月七日印刷及び発行				

印 刷 社 ㈱佐賀印刷社発行定日 毎週火金曜日

再生紙を使用しています。